

## 8 措置公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 7 年 12 月 2 日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第 19 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡市監査委員	大 森 一 馬
同	池 田 良 子
同	高 木 三 郎
同	千々松 英 樹

### 1 監査報告と措置の件数

7 監査公表第 6 号（令和 7 年 5 月 22 日付 福岡市公報第 7146 号(別冊)公表) 分

… 1 件

### 2 講じた措置の内容

別紙のとおり

【目次】監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-財政援助団体等監査）

No. 〈年度-監査種別(期)- 事務or工事-通し番号〉	公表日	公報	対象局区等	対象課	結果区分	件名	措置状況	通知日
R6-指定1-事-1	R7.5.22（第7146号 別冊）	P.49	教育委員会	総合図書館運営課 （よかたい図書館共同事業体）	指摘	行政財産の目的外使用料の算定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.12.2

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第2期-財政援助団体等監査）

年度	監査種別	番号	公報		対象所属		監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日	
			公表日	号	期区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容		
R6	公の施設の指定管理者監査	第2期 事務	1	(第7146号別冊)	R7.5.22	P.49	総合図書館共同事業体	指摘	<p>行政財産の目的外使用料の算定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>行政財産である土地について、目的外使用許可に係る使用料の額は、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則等に基づき、原則として「当該土地の適正な価額に100分の3を乗じて得た額以上の額」とされている。そして「土地の適正な価額」は、不動産価格評定委員会において決定された単価により算定することとなっている。</p> <p>しかしながら、総合図書館の駐車場について、所管課は毎年度、土地の目的外使用許可を行っているが、使用料の算定を、不動産価格評定委員会の決定に基づかない価額により行っていた。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に当たっては、規則等に基づき土地の適正な価額を反映した使用料の額の算定を行う必要があり、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>なお、当該駐車場は、指定管理者の自主事業と位置付けられ、単年度の目的外使用許可を繰り返すことで実施されているが、事業の安定性の確保や事務効率化の観点から、他施設における駐車場の事例も参考に、事業の仕組みを検討されたい。</p>	措置済	<p>総合図書館の駐車場事業の仕組みについて、事業の安定性の確保や事務効率化の観点から検討を行い、令和7年6月から開始した福岡市総合図書館の指定管理者の公募においては、駐車場管理について自主事業扱いから指定管理業務への見直しを行った。</p> <p>令和7年度内に次期指定管理者との基本協定締結に向け、駐車場の管理について条例等の規定の整備を行い、次期指定管理期間となる令和8年4月からの適正な事務処理を実施する。</p>	R7.12.2